平成２５年（フ）第１３号
宮崎県小林市南西方6700番地14
債務者　池田　隆行
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１７号
宮崎県都城市久保原町20街区11号
債務者　大村　恵美
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第２０号
宮崎県都城市高崎町縄瀬790番地１、住民票上の住所鹿児島県志布志市松山町尾野見1420番地10
債務者　山下恵美里
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第７号
山形県最上郡戸沢村大字蔵岡162番地
債務者　長澤　亮一
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第２１号
茨城県牛久市南２丁目７番地13　アルファスクエア牛久502号
債務者　木村　弘美
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
山梨県北杜市武川町宮脇802番地１
債務者　小澤　博仁
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６号
京都府京丹後市網野町網野2881番地の１
債務者　岩井千鶴子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第１７号
広島県竹原市竹原町2527番地
債務者　浜本　充政
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１８号
広島県呉市本町14番７―301号
債務者　さなえこと　瀬尾　貞江
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１９号
広島県呉市警固屋８丁目14番２号
債務者　尾濱こづえ
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第３号
徳島県阿南市羽ノ浦町宮倉南浦44番地５　メゾン21―101号室、旧住所徳島県阿南市那賀川町江野島638番地４
債務者　尾畑　義明
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第１３号
愛媛県宇和島市長堀１丁目７番33号
債務者　松田　利子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１１７号
熊本県下益城郡美里町洞岳2620番地１
債務者　梅田　美恵
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３４号
熊本市北区清水東町２番24号、前住所広島県江田島市能美町高田3442番地５
債務者　中田　陽子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４１号
熊本市中央区新大江３丁目19番35号
債務者　藤本　昭生
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４６号
熊本県宇土市栗崎町375番地
債務者　佃　　太
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５１号
熊本市中央区保田窪１丁目２番７号　牛嶋アパート103
債務者　西　富奈子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係